

【 寄稿 】

中華人民共和国農村土地請負法

《中華人民共和国農村土地承包法》

第一章 総則

(目的)

第一条 家族請負い経営の基礎を安定させ完全なものとし、統合と分割の二層を結合した経営体制を作り、農民に長期にわたる土地使用権を賦与し、農村の土地耕作請負い当事者の合法的な権益を維持保護して、農業、農村経済の発展と農村社会の安定を促進するため、憲法の規定に基づいて、本法を制定する。

(農村土地の定義)

第二条 本法において「農村土地」とは、農民集団所有地と国家所有地で法律の規定により農民集団が使用する耕地、林地、草地および法律の規定により農業の用に供される土地をいう。

(農村土地請負経営制度)

第三条 国家は、農村土地請負経営制度を実行する。農村土地請負は、農村集団経済組織内の家族が請負う方式を採用し、荒れ山、荒れ湿地、荒れ丘陵地、荒れ海浜等の農村土地には家族請負い方式は採用せず、入札、競売、公開協議の方式を執ることができる。

(請負耕作制の国家による保護)

第四条 国家は法律により農村土地請負関係の長期安定を保護する。農村土地の請負い後も土地の所有権の性質は変わらない。請負い地は売買することはできない。

(農村集団経済組織の構成員の農村土地を請負う権利)

第五条 農村集団経済組織の構成員は、法律の規定するところにより、当該集団経済組織が請負いに出す農村土地を請負う権利を有する。如何なる組織と個人も農

村集団経済組織の構成員が土地を請負う権利を不法に剥奪し又は制限してはならない。

(男女差別の禁止)

第六条 農村土地の請負いにあたっては、婦女と男子は平等の権利を有する。請負いの中で婦女の合法的な権益を保護しなければならない。如何なる組織と個人も婦女が享有すべき土地請負経営権を剥奪、侵害してはならない。

(請負いの公開・公平・公正の原則)

第七条 農村土地の請負いは、公開・公平・公正の原則を堅持し、国家、集団、個人の三者の利益関係を正確に処理するものでなければならない。

(請負いによる農業生産力の発展)

第八条 農村土地の請負いは、法律・法規を遵守し、土地資源の合理的な開発と持続的な利用を保護するものでなければならない。法律による許可を得ないで請負い地を農業以外の建設用地として使用してはならない。国家は、農民と農村集団経済組織が土地に対して投資を増加させ、土地を肥培し、農業生産力を高めることを奨励する。

(集団土地所有者と土地請負い者双方の権益の保護)

第九条 国家は、集団土地所有者の合法的な権益を保護し、請負い者の土地請負い経営権を保護する。如何なる組織と個人もこれを犯してはならない。

(土地請負経営権の移転の保障)

第十条 国家は、土地請負い者の自発的意思、有償による土地請負経営権の移転を保証する。

(農村土地請負いに対する指導管理部門)

第十一条 国務院農業・林業行政主管部門は、国務院が規定するところにより、分別して全国の農村土地請負いおよび請負契約の管理的指導の職務責任を負う。県級以上の地方人民政府の農業・林業等の行政主管部門は、分別して、当該行政区域内の農村土地請負い、および請負契約を管理する責任を負う。郷（鎮）人民政府は、当該行政区域内の農村土地請負いおよび請負契約を管理する責任を負う。

第二章 家族請負い

第一節 請負いに出す側と請負う側の権利と義務

(請負いに出す主体)

第十二条 農民集団所有の土地が法律により村の農民集団所有である場合は、村の集団経済組織又は村民委員会が請負いに出す。既に村内に二個以上の農村集団経済組織がある場合には、村内の当該農村集団経済組織又は村民小組が請負いに出す。村の集団経済組織又は村民委員会が請負いに出す場合にあっても、村内の各集団経済組織の農民集団所有の土地の所有権は改変してはならない。国家の所有で法律により農民の集団使用に供されている土地は、当該土地を使用する農村集団経済組織の村民委員会又は村民小組が請負いに出す。

(請負いに出す側の権利)

第十三条 請負いに出す側は、下記の権利を有する。

- (1) 請負いに出すのは、当該集団が所有し、または国家の所有で法律により当該集団が使用する農村土地。
- (2) 請負う者が請負契約で約定した用途に従い合理的利用と土地の保護を行なっているか監督を行なうこと。
- (3) 請負う者が請負う土地と農業資源に損害を与える行為を制止すること。
- (4) 法律、行政法規で規定するその他の権利。

(請負に出す側の義務)

第十四条 請負に出す側は、下記の義務を負う。

- (1) 請負う者の土地請負経営権を維持保護し、違法に請負契約を変更・解除してはならない。
- (2) 請負う者の生産経営自主権を尊重し、請負

う者が法律に従って行なう正常な生産経営活動に干渉してはならない。

(3) 請負契約に照らし、請負う者の為に生産、技術、情報等のサービスを提供すること。

(4) 県、郷（鎮）の土地利用全体計画を執行し、当該集団経済組織内の農業基礎施設の建設を組織すること。

(5) 法律、行政法規に規定するその他の義務。

(家族請負いを行なう者の限定)

第十五条 家族請負いを請負う者は、当該集団経済組織内の農家とする。

(請負う者の権利)

第十六条 請負う者は、下記の権利を有する。

(1) 法律により請負地を使用・収益し、土地請負経営権を移転させる権利を有し、自主的に生産経営を組織し、農産品を処理する権利を有する。

(2) 請負地が法律によって収用または占用される場合には、法律に規定する相応の補償を受ける権利を有する。

(3) 法律、行政法規に規定するその他の権利。

(請負う者の義務)

第十七条 請負う者は、下記の義務を負う。

(1) 土地を農業の用途に使用し、農業以外の建設の用途に使用してはならない。

(2) 法律により土地を保護し、合理的に利用し、土地に永久性のある損害を与える土地造成を行なうことはできない。

(3) 法律、行政法規に規定するその他の義務。

第二節 請負いの原則および手続

(土地の請負いの原則)

第十八条 土地の請負いにあたっては、以下の原則を遵守しなければならない。

(1) 統一した請負いを組織することを定める場合には、当該集団経済組織の構成員は法律により平等に土地請負いを受ける権利を行使し、又は自主的に土地請負いをする権利を放棄することができること。

(2) 民主的に協議し、公平で合理的であること。

(3) 請負いに出す事案は、本法第十二条の規定に

従って行なわなければならない。法律の規定により当該集団経済組織の構成員である村民会議の三分の二以上又は三分の二以上の村民代表の同意を得なければならない。

(4) 請負いに出す手続が合法的であること。

(土地請負の実施手続)

第十九条 土地請負いは、以下の手続により行なわなければならない。

(1) 当該集団経済組織の構成員である村民会議で選挙を行なって請負い工作小組を編成する。

(2) 請負い工作小組は、法律、法規の規定に従って請負い方策を策定し、公表する。

(3) 法律により当該集団経済組織の構成員である村民会議を開催し、請負い方策を討論し、可決する。

(4) 公開により請負い方策を組織し、実施する。

(5) 請負契約を調印する。

第三節 請負いの期限および請負契約

(請負いの期限)

第二十条 耕地の請負いの期限は、三十年とする。草地の請負いの期限は、三十年から五十年とする。林地の請負いの期限は三十年から七十年とする。特殊な林木の林地の請負いの期限は、國務院林業行政主管部門の承認を受けて延長することができる。

(請負契約の書式)

第二十一条 請負いに出す側は、請負う者と書面で請負契約に調印しなければならない。請負契約には一般的には以下の條項を定める。

(1) 請負いに出す側、請負う者の名称、請負いに出す側の責任者と請負う者の代表者の姓名、住所。

(2) 請負う土地の名稱、位置、面積、質量等級。

(3) 請負いの期限と開始と終止の期日。

(4) 請負う土地の用途。

(5) 請負いに出す側と請負う者の権利と義務。

(6) 違約に対する責任。

(土地の請負経営権の取得の時期)

第二十二条 請負契約は、成約の日から効力を発生する。

請負う者は、請負契約の効力の発生した時に土地の請

負経営権を取得する。

(土地請負経営権証書等の発行と登記)

第二十三条 県級以上の地方人民政府は、請負い者に対して土地請負経営権証又は林権証等の証書を発行し、登記簿を作成して、土地請負経営権を確認しなければならない。土地請負経営権証又は林権証等の発行にあつては、定められた証書作成費を収納させる以外にはその他の費用を収納してはならない。

(請負契約の変更又は解除の制限)

第二十四条 請負契約の効力が発生した後は、請負いに出した側は担当者又は責任者に變動があつたことを理由に請負契約を変更し又は解除することはできない。また、集団経済組織の分立又は合併を理由として請負契約を変更又は解除することはできない。

(国家機関の農村土地請負契約への不当な干渉の禁止)

第二十五条 国家機関およびその工作担当者は、職権を利用して農村土地の請負い又は請負契約の変更・解除に干渉してはならない。

第四節 土地請負経営権の保護

(土地請負経営権の回収の制限)

第二十六条 請負いの期限内においては、請負いに出した側は請負い地を回収することはできない。請負った者の全員が小都市・鎮へ住居を移転した場合には、請負った者の意思に配慮してその土地の請負経営権を保留するか又は法律の規定するところにより土地請負経営権を移転させなければならない。請負いの期限内において、請負った者の家族全員が市の区域に移住し、農業以外の住戸となったときは、請負った耕地と草地を請負いに出した側が回収しなければならない。請負った者が回収に応じない場合でも請負いに出した側は請負に出した耕地と草地を回収することができる。請負いの期限内において、請負った者が請負地を返却した場合又は請負いに出した側が法律の定めるところにより請負地を回収した場合において、請負った者が請負地に資本を投入して土地の生産能力を増進させたときは、相応の補償を受ける権利を有する。

(請負地の調整)

第二十七条 請負いの期限内においては、請負いに出した側は請負地の調整をすることはできない。請負いの期限内において、自然災害により請負い地が重大な毀損を受ける等の特別の事情があり、個別の農家の間で請負った耕地と草地の需要を適切に調整する必要性を生じた場合には、当該集団経済組織の構成員である村民会議の三分の二以上の成員又は三分の二以上の村民代表の同意を得なければならず、郷（鎮）人民政府と県級人民政府の農業等行政主管部門に報告しその承認を受けなければならない。請負契約において調整することができないと約定されている場合は、その約定に従う。

（請負土地の調整又は新增人口に割当てる土地）

第二十八条 下記の土地は、請負い土地の調整又は新たに増加した人口のために請負いに出す土地として使用しなければならない。

- (1) 集団経済組織が法律によって保留している機動的に使用できる土地。
- (2) 法律の規定による開墾等によって増加した土地。
- (3) 請負った者が法律の規定により自らの意思によって返還した土地。

（請負地の返還手続）

第二十九条 請負いの期限内においても、請負った者は請負地を自らの意思によって請負いに出した側に返還することができる。請負った者が自らの意思で請負地を返還しようとする場合には、半年以上前に書面により請負いに出した側に通知しなければならない。請負った者が請負期限内に請負地を返還した場合においては、その請負期限内は再度の土地の請負いを要求することはできない。

（婦女子の結婚又は離婚等の場合の取扱）

第三十条 請負期限内において婦女が結婚して新たな居住地において請負地を取得していない場合には、請負いに出した側はその従前の請負地を回収することはできない。婦女が離婚又は配偶者を喪った場合に、従前の居住地に生活を営み又は従前の居住地に居住しなくても新たな居住地において請負地を取得していないときは、請負いに出した側はその従前の請負地を回収することはできない。

（請負いの承継）

第三十一条 請負った者が取得した請負いの収益は、

継承法規の規定により継承される。林地を請負った者が死亡した場合は、その承継人は請負期間内は請負いを継続することができる。

第五節 土地請負経営権の移転

（土地請負経営権の移転）

第三十二条 家族請負い形式で取得した土地請負経営権は、法律で規定するところにより転請負い、貸付け、相互交換、転讓（請負権の有償譲渡）又は其の他の方式で移転することができる。

（土地請負経営権の移転の際に遵守すべき原則）

第三十三条 土地請負経営権の移転にあたっては、以下の原則を遵守しなければならない。

- (1) 平等の立場での協議、自己の意思による希望、有償とし、如何なる組織と個人も土地請負経営権の移転を進めるにあたって強迫又は阻害をしてはならない。
- (2) 土地所有の性質と土地の農業用途の改変をすることはできない。
- (3) 移転の期限は土地請負期限の剰余の期限をこえることはできない。
- (4) 譲渡を受ける側は、農業経営能力を有する者でなければならない。
- (5) 同等の条件下にあつては、当該集団経済組織の構成員が優先権を有する。

（移転の自主決定）

第三十四条 土地請負経営権を移転させる主体は、請負った者である。請負った者は、法律の定めるところにより、土地請負経営権の移転の是非と移転の方式を自主的に決定する。

（請負契約の変更・解除の制限）

第三十五条 請負い期限内においては、請負いに出した側は一方的に請負契約を解除することはできず、少数者は多数者に服従すべきだとして請負ったものに請負経営権の放棄又は変更を強く迫ったりしてはならず、口糧田（自家消費用の耕作地）と責任田（耕作する責任のある耕地）を区分して請負い地を回収して請負いを入札にすることはできず、また、借金のあることを理由に請負い地を回収することはできない。

（移転の対価等）

第三十六条 土地請負経営権が移転する際に支払われる移転対価、貸付金、転讓費等は、当事者双方が協議して確定しなければならない。移転による収益は請負った者の所有となり、如何なる組織と個人であっても勝手に保留したり控除したりしてはならない。

(移転の手續)

第三十七条 土地請負経営権は、転請負い、貸付、相互交換、轉讓又はその他の方式により移転し、当事者双方が調印する書面契約書によらなければならない。轉讓方式で移転する場合は、請負いに出した側の同意を得なければならない。転請負い、貸付け、相互交換又はその他の方式により移転する場合は、請負いに出した側に通知しなければならない。土地請負経営権の移転契約書には、一般的には以下の条項を定める。

- (1) 双方当事者の姓名、住所
- (2) 移転する土地の名称、位置、面積、質量等級。
- (3) 移転の期限と開始年月日。
- (4) 移転する土地の用途。
- (5) 双方当事者の権利と義務。
- (6) 移転の対価および支払方式。
- (7) 違約責任。

(移転の登記)

第三十八条 土地請負経営権が相互交換、轉讓方式によって移転し、当事者が登記を要求した場合には、県級以上の地方人民政府に登記を申請しなければならない。登記がなされていない場合には善意の第三者に対抗することができない。

(転請負い又は貸付け)

第三十九条 請負った者は、一定の期限を限って、第三者に部分的又は全部の土地請負経営権を転請負い又は貸付けることができ、この場合請負った者と請負に出した側との請負い関係には変更を生じない。請負った者が他人に土地を交付し代耕させる時間が一年を超えない場合には、調印した書面による契約をしないことができる。

(請負経営権の相互交換)

第四十条 請負い期限の間に耕作、種播き又はその他の必要性がある場合は、同一の集団経済組織内の土地と土地請負経営権を相互に交換することができる。

(請負経営権の轉讓)

第四十一条 請負った者が農業以外の職業について安定し又は安定的な収入がある場合には、請負に出した側の同意を得て、土地請負経営権の全部又は一部をその他の農業生産経営の農家に轉讓することができる。この場合においては当該農家と請負に出した側とは新たな請負い関係が生じ、原請負者と請負いに出した側との土地についての請負関係は終止する。

(請負経営権の出資による共同生産)

第四十二条 請負い期限内に農業経済を發展させる為に、自らの意思で聯合して、土地請負経営権を出資し、農業共同生産に従事することができる。

(移転の際の補償)

第四十三条 請負った者が請負経営の中で土地の生産能力を高める投資を行なったときは、土地請負経営権を法律の規定により移転する際に相応の補償を受けることができる。

第三章 その他の方式による請負い

(荒れ山等の請負いの方式)

第四十四条 家族請負方式に適さない荒れ山、荒れ湿地、荒れ丘陵地、荒れ海浜地等の農村土地は、入札、競売、公開協議等の方式による請負いとし、本章の規定を適用する。

(その他の方式による請負契約)

第四十五条 その他の方式による請負いとする農村土地の場合は請負契約に調印しなければならない。当事者の権利と義務、請負期限等は、双方が協議して確定する。入札、競売方式により請負とする場合は、公開入札、競売により決まった競落価格により請負費を確定する。公開競技等の方式で請負とする場合は、請負費は双方が協議して定める。

(荒れ山等の請負経営)

第四十六条 荒れ山、荒れ湿地、荒れ丘陵地、荒れ海浜地等は、直接入札、競売、公開協議等の方式により請負経営をすることができ、土地請負経営権を株式に分割して当該集団経済組織の構成員に配分した後、再び請負経営又は株式による共同経営とすることができる。荒れ山、荒れ湿地、荒れ丘陵地、荒れ海浜地の請負経営を

行なう場合には、関係法律、行政法規の規定を遵守し、水・土の流出を防止し、生態環境を保護しなければならない。

（当該集団経済組織の構成員の優先権）

第四十七条 その他の方式による農村土地の請負いについては、同等の条件の下では、当該集団経済組織の構成員が優先して請負う権利を有する。

（当該集団経済組織の構成員以外の者に請負わせる場合の措置）

第四十八条 農村土地を請負いに出す際に当該集団経済組織以外の組織又は個人に請負わせる場合には、当該集団経済組織の構成員である村民会議の三分の二以上の構成員又は三分の二以上の村民代表の同意を得て、郷（鎮）人民政府に報告しその許可を受けなければならない。当該集団経済組織以外の組織又は個人に請負わせる場合には、請負う者の資力、信用と経営能力を審査した後、請負契約に調印しなければならない。

（登記後の移転）

第四十九条 入札、競売、公開協議等の方式による農村土地の請負いについては、法律の規定による登記を行ない、土地請負経営証明書又は林権証明書等の証書を取得した場合には、その土地請負経営権を転讓、貸付け、株式、抵当又はその他の方式で移転することができる。

（土地請負経営権の承継）

第五十条 土地請負経営権を入札、競売、公開協議の方式によって取得した場合において、当該請負い者が死亡したときは、その請負いによる収益は継承に関する法規の規定により継承される。請負い期限内においてはその承継人が請負いを継続することができる。

第四章 紛争の解決と法律責任

（紛争の解決方法）

第五十一条 土地請負経営に関して紛争を生じた場合には、双方当事者は協議して解決することができ、村民委員会、郷（鎮）人民政府等に調停を請求して解決することもできる。当事者が協議、調停を希望せず、又は協議、調停が成立しないときは、農村土地請負仲裁機構に仲裁を申請することができ、直接人民法院に訴えを起すこともできる。

（仲裁に不服の場合の措置）

第五十二条 当事者が農村土地請負仲裁機構の仲裁裁決に対して不服がある場合には、裁決書が到達した日から起算して三十日以内に人民法院に訴えを起すことができる。期限を過ぎても訴えを起さないときは、裁決書は法律的効力を生じる。

（侵害行為に対する民事責任）

第五十三条 如何なる組織と個人も請負った者の土地請負経営権を侵害した場合には、民事責任を負わなければならない。

（土地を請負いに出した者の民事責任）

第五十四条 土地を請負いに出した者が下記の行為を行なった場合には、侵害の停止、原物の返還、原状の回復、妨害の排除、危険の消除、損失の賠償等の民事責任を負わなければならない。

- （1） 土地を請負った者が法律の規定によって有している経営自主権に干渉すること。
- （2） 本法の規定に違反して請負い地を回収、調整すること。
- （3） 土地を請負った者が行なう土地請負権の移転を強迫又は阻害すること。
- （4） 少数者は多数者に服従すべきだと口実を設けて請負った者に土地請負経営権の放棄又は変更を強迫し、土地請負経営権の移転を迫ること。
- （5） 口糧田と責任田を区分けして請負い地を回収し、請負いを入札にすること。
- （6） 借金のあることを理由に請負い地を回収すること。
- （7） 婦女の法律によって認められた土地請負経営権を剥奪・侵害すること
- （8） その他の請負経営権を侵害する行為。

（法律等に違反する請負契約の条項の無効）

第五十五条 請負契約の中で請負う者の意思に反し、又は法律、行政法規に違反して、請負い地の回収・調整を行なう等の強制力のある条項は無効とする。

（当事者の一方の不履行等の場合の違約責任）

第五十六条 当事者の一方の契約義務の不履行又は履行義務が約定と異なる場合には、《中華人民共和國契約法》の規定に照らし、違約責任を負う。

(強迫による土地請負経営権の無効)

第五十七条 如何なる組織と個人も請負った者を強迫して土地請負経営権の移転を行なわせた場合には、当該移転は無効とする。

(移転収益の返還)

第五十八条 如何なる組織と個人も土地請負経営権の移転による収益を勝手に保留し又は控除した場合には、返還しなければならない。

(違法行為に対する処罰と損害賠償責任)

第五十九条 土地管理法規に違反して違法な土地収用、土地の占用又は賄賂をとり、土地収用の補償を他に流用して犯罪を構成する場合には、法律の規定により刑事責任を追究する。他人に損害を与えたときは、損害を賠償する責任を負う。

(請負地の違法使用の是正措置)

第六十条 請負った者が違法に請負い地を農業以外の建設の用に供した場合には、県級以上の地方人民政府の関係行政主管部門が法律の規定によって処罰する。請負った者が請負い地を造成して永久性のある損害を与えた場合には、請負いに出した側は制止する権限を有し、請負った者に対して当該造成による損失の賠償を要求する権限を有する。

(担当者等の非違行為に対する処罰)

第六十一条 国家機関およびその担当者が職権を利用して農村土地の請負い、変更、請負契約の解除に干渉し、請負った者が法律によって有する生産経営自主権に干渉し、又は請負った者が行なう土地請負経営権の移転等を強迫し、或いは阻害して土地請負経営権を侵害する行為を行ない請負った者に損失を与えた場合には、損害賠償の責任を負う。状況が重大であるときは、上級機関又は所在組織の直接責任者が行政処分を行なう。犯罪を構成する場合には、法律により刑事責任を追究する。

第五章 附 則

(本法施行前に行なわれた土地請負いの取扱い)

第六十二条 本法実施前に国の関係機関が定めた農村土地請負規定で請負期限が本法に規定するものよりも長期のものは、本法実施後も継続して有効とし、新たに重ねて土地請負い手続をとることができない。請負った

者に発行する土地請負経営権証又は林権証等の證書を発行していないものについては、新たに證書を発行しなければならない。

(本法施行前に定められた機動地の取扱い)

第六十三条 本法実施前に保留されている機動地がある場合には、機動地の面積は当該集団経済組織の耕地の総面積の百分の五を超えることはできない。百分の五に満たない場合においても機動地を再び増加させることはできない。本法実施前に機動地を保留していない場合には、本法実施後再び機動地を保留することはできない。

(実施弁法の制定)

第六十四条 各省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は、本法を根拠として当該行政区の実際の状況と結合させて、実施弁法を制定することができる。

(施行日)

第六十五条 本法は、2003年3月1日から施行する。

〔訳註〕

1. 《中華人民共和國農村土地承包法》を翻訳したものである。
2. 原文には各条文の「見出し」は無いが読者の便宜のために、訳者が仮に見出しをつけた。
3. 翻訳責任は、(財)土地総合研究所 城野 好樹